

産業別労働組合による団体行動の刑事免責

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和5年3月6日
【事件番号】 令和4年（う）第469号
【事件名】 各威力業務妨害、強要未遂被告事件
【裁判結果】 原判決破棄、無罪
【参照法令】 労働組合法1条2項、刑法35条
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25594774

広島大学教授 山川和義

事実の概要

A支部は、生コン業界の労働者により組織される産業別労働組合である。A支部は、中小零細な生コン事業者が協同組合を形成し、大規模なセメント会社やゼネコン事業者の経営を安定させ、そこで働く労働者の雇用を守ることを目的として、協同組合に加入していない事業者（アウト業者）に対し、価格安定等の相互扶助を目的として組織された協同組合へ加入するよう働きかける活動を行っていた。W県には、B協同組合（以下「B協」という）の設立以前から生コン協同組合の連合会が存在する。

本件当時、被告人X₁はA支部の書記次長であり、X₂およびX₃は執行委員である。また、CはB協の実質的運営者である。A支部の意を受けた連合会が平成26年頃にアウト事業者となった生コン製造販売事業者D社への対応に乗り出したが、Cがこれを実現できなかったことから、CとA支部との関係が悪化した。平成28年初夏頃までに、CはD社の代表取締役と共にB協を設立した。A支部は、平成29年5月頃から、D社が生コンの加水等を行っているとして同社の利用をやめるよう呼びかける街宣活動を行うようになった。この街宣活動を受けて、Cの意を受けたB協の営業担当EはCの知人であるFらと共にA支部事務所の監視・調査活動を行った。同年8月18日、Fは元暴力団員Gと共にA支部の監視等を行い、A支部保有車両のナンバーをビデオカメラで撮影したところ、本件当時A支部の組合員であったIがその様子を目撃し問いかけると、Fらは「在籍確認や」「X₁はおるか」などと答えた。そ

して、A支部の組合員十数名がFらの車を取り囲み、怒号を上げるなどした。通報を受けて臨場した警察官らは、Fらから事情聴取を行い、その際、警察官は手元の紙に「H組、G、F」等と記載し、X₁およびIはこれを目撃した。同月21日、X₁はCと電話で協議し、翌22日にB協事務所で話し合いをすることとなった。

平成29年8月22日、X₁ないしX₃およびIは、午後0時54分頃から午後5時30分頃までの間、B協事務所前において、施錠された出入口ドアを激しく叩くなどしながら、「はよ出てこい、こら」などと怒号するなどし、Cが出入口ドアを開けるやB協事務所内において、Cに対し「ヤクザ介入させたこと謝罪せいや。」などと怒鳴りつけ、X₁らが作成してきたCらを誹謗中傷する内容の広報ビラを示すなどし、「業界全部まき散らしたるさかいな。」などのほか「徹底的にやったんで。だから言うてるやん、事実なことは認めて謝罪まじしいな。」などと言うとともに、A支部の他の組合員らが、B協事務所周辺に集結し、「Cは労働組合に謝罪を。」「Eは暴力団の利用を直ちにやめる。」「労働組合に恫喝をする、C」「であります。」「付近住民のみなさん、またご通行中のみなさん」「W県生コン協組、理事長C」「に対する抗議街宣であります。」などとCを誹謗中傷する演説を大音量で繰り返し、元暴力団員をA支部事務所に差し向けた旨認めて謝罪するよう要求し、Cらにその対応を余儀なくさせた。

以上の行為が組合員らとの共謀に基づくものであるとして、威力業務妨害罪および強要未遂罪に当たるとしてX₁ないしX₃およびIが起訴された。第一審(和歌山地判令4・3・10発旬2034号69頁)

は両罪の成立を認めたと、X₁ないしX₃が控訴。

判決の要旨

1 「当裁判所は、……原判決が、〔1〕 X₁らの行為が、強要未遂罪及び威力業務妨害罪の各構成要件に該当するとして前提とした事実関係は、事実経過の一部だけを恣意的に取り上げた偏ったもので、事実の誤認があり、上記各構成要件該当性を認めることには疑問が残る」。

2 (1) 「もっとも、B協事務所周辺で他の組合員らによって行われていた……Cの名誉を毀損する街宣活動は行き過ぎであることは否定できず、……手段の相当性が問題になる余地があると思われる」。

「原判決は、A支部事務所の調査について、A支部として、Cに事実確認を行い、事実であれば再発防止を求める交渉を行うという目的自体は正当ではあるが、A支部の組合員の中にC又はB協に雇用されている者がいないとして、その目的を達成する手段として許容される行為には相応の限界があると説示する。」「しかし、これは、労働組合の団結権保障の趣旨や、A支部が産業別労働組合であることを正解しない不合理な認定判断といわざるを得ない。」「原判決が前記説示をした根拠は……、憲法28条の団結権等の保障は、労働関係の当事者に当たることが前提で、労組法1条2項の刑事免責も、同様の前提を必要とするところ、X₁らとCとの間には、このような関係が存在しないとの考えによるものと推察される」が、「産業別労働組合であるA支部は、業界企業の経営者・使用者あるいはその団体と、労働関係上の当事者に当たるといふべきだから、憲法28条の団結権等の保障を受け、これを守るための正当な行為は、違法性が阻却されると解すべきである（労組法1条2項）」。

(2) 「本件の発端は、生コン事業者（使用者）の協同組合であるB協の意を受けた元暴力団員らが、A支部事務所の調査を行い……圧力をかけたりする行為に及んだことにある。このような行為が、A支部の団結権を大きく脅かすものであることは明らかで、A支部幹部等が、その首謀者と目するB協の実質的運営者であるCの下へと抗議等

に赴くことは、それが暴力の行使を伴うなど不当な行為に及ぶものでない限り、労働組合が団結権を守ることを目的とした正当な行為として、労組法1条2項の適用又は類推適用を受けるといふべきである。」

「にもかかわらず、原判決は、……B協によるA支部の調査を矮小化した誤った事実認定の基に、B協の実質的運営者であるCとA支部とが、労働関係上の当事者に当たらないことを前提にして、X₁らの行為の正当行為性を否定したものであるから、その前提とする事実関係の認定は著しく不合理なもので、事実の誤認がある。」

「しかも、X₁らのCに対する本件抗議の態様等は、確かに、Cの名誉を毀損する街宣活動といった若干行過ぎといえる部分を含むものとはいえ、暴力を伴うものではない。本件を含むA支部とB協との一連のやり取りを全体的に見た場合、X₁らの行為が社会的相当性を明らかに逸脱するとまではいい難く、労組法1条2項の適用又は類推適用により正当行為として違法性が阻却される合理的な疑いが残るといわざるを得ない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、産業別労働組合であるA支部の執行委員らが、B協の実質的運営者であるCに対してA支部への監視行為等の再発防止および謝罪を求めるためにB協事務所に4時間半程度滞在し、B協事務所周辺で他の組合員らと共にCに対する誹謗中傷および謝罪を求める内容の街宣活動を行ったこと等が、威力業務妨害罪および強要未遂罪が成立するかが争われた事件である。

本判決の意義として、第1に、強要未遂罪および威力業務妨害罪の成立について、原審の判断には事実の誤認があるとして、構成要件該当性を否定し（なお、街宣活動については正当行為性を判断している）、いずれの罪の成立も認めなかった点がある。近年関西地区生コン支部（A支部）の組合員の団結活動に対する刑事訴追が相次いでおり、その多くが有罪となっているところ¹⁾、逆転無罪とした本判決の意義は大きい。第2に、X₁らの正当行為性を判断するに当たり、原審が、A支部組合員がB協に誰も雇用されていないことを理由に組合活動における団結権等の保障の範囲を

制限するような原審判断²⁾を、本判決が覆した点がある。第3に、本件では産業別組合の街宣活動の刑事免責に関する正当行為性判断をし、それを肯定したが、一事例として具体的判断が注目される。

二 構成要件該当性判断における原審の事実の誤認について

本判決は、原審が「事実経過を全体的かつ公平に評価せずに認定した」とし、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるとして、両罪の成立を否定した。本判決と原審との間で事実認定が大幅に異なるわけではないことから、両者の判断の違いは主に事実の評価の違いによるものと考えられる³⁾。たとえば、本判決によると、原審が長時間にわたって執拗に謝罪を求めたと判断したと引用したX₁らの発言は30分足らずであった。原審は、X₁らに有利に働きそうな事実を構成要件該当性判断において合理的理由なく考慮していないように思われ、本判決が妥当である。

原審が「事実経過を全体的かつ公平に評価」しなかったとされた要因の一つに、X₁らの行為が団結活動であることへの理解不足があるように思われる。たとえば、X₁らは調査・監視活動の再発防止を強く求めるためにB協事務所に赴いているから、A支部の団結を守るためにCに対してそれなりに強硬な態度をとることなどは、団結活動の中では不自然なことではない。団結活動の実情を理解していれば、X₁らの言動等に対する評価も違うものとなったように思われる⁴⁾。

三 産業別労働組合の団結権等の保障について

1 判断枠組みについて

原審は、X₁らの行為の目的自体は正当としながらも、「A支部組合員の中にCまたはB協に雇用されている者がいないこと」から、「目的を達成する手段として許容される行為には相応の限界がある」とした。この説示についての本判決の推察（理解）について、「相応の限界」がどのレベルで存在するかの理解という点で、若干の疑問が残る。ここにいう「相応の限界」とは、組合活動の相手方に当該組合員が雇用されていない場合に、団結権等の保障自体を制限する（刑事免責の余地がない）ことを意味するのか、あるいは、団結権等は制限なく保障される（刑事免責は当然に

認められうる）が正当行為性判断において特別の制限があることを意味するのかという疑問である。前者は相手方の属性に応じて労働基本権が保障されない場合があるという理解であり、後者は労働基本権は保障されるものの、相手方の属性は個々の正当行為性判断において特別の考慮がなされることで正当行為と認められる範囲が制限されるというものといえる。正当行為性判断において上記の説示がなされたことからすると、原審は後者のようにも思われる。

しかし、本判決は前者の理解をしたものと思われる。この点、原審と同様、組合活動の相手方に誰も組合員が雇用されていないときに、当該労働組合の団結権等は保障されない旨判断する裁判例がみられる。民事免責に関する事案であるが、街宣活動等を行ったことに対する差止請求がなされた教育社労働組合事件⁵⁾では、街宣活動等の相手方となった会社らと労働組合の組合員との関係で、労組法上の使用者（労働契約関係に近似ないし隣接した関係にある者）とは認められない（本件に即していえば、相手方において組合員がだれも雇用されていない）から、組合員らは会社らに対する関係で、「団体交渉権等の労働基本権を有していない」とされ、「街宣活動等は、憲法28条、ないし労組法の保護を受ける余地のないもの」と判断されている。この立場には、労働組合の活動は常に使用者を相手として行われるものではなく、相手方が使用者ではないという理由でただちに団体行動権保障を受けられなくなるのは妥当でない旨⁶⁾の批判などがある。原審にも同様の批判が当てはまる。

相手方の属性によって憲法28条の労働基本権保障が制限されるとするのは、妥当でない。本判決は、A支部とCらが「労働関係（上）の当事者」に当たることを確認した上で、A支部が団結権等の保障を受ける旨判断している。本判決も相手方の属性によって労働基本権が制限されるおそれのある判断枠組みをとったといえるが、労働基本権自体の制限を許容しうる点で、理論的枠組みとしては疑問が残る。団結権等の保障は相手方の属性により制限されるべきではなく、当該行為の目的、態様等から正当行為性を判断する中で、相手方の属性も一つの考慮事情とすべきと思われる⁷⁾。

2 労働関係（上）の当事者の概念について

本判決は産業別労働組合であるA支部と業界企業の経営者・使用者あるいはその団体とは「労働関係（上）の当事者」に当たるため、A支部は団結権等の保障を受け、その組合活動は刑事免責を受けうる旨判断した。この判断は、本件のA支部のように産業別労働組合が組合員を雇用しない会社などを相手に活動する現実を踏まえたもので妥当である。この判断が広く取り入れられるとすれば、産業別労働組合の団結活動にかかる他の刑事事件への影響は大きいと思われる。もっとも、ここにいる「労働関係（上）の当事者」の概念は本判決からは明らかでない⁸⁾。仮にこの概念が限定的であると団結権等の保障範囲もまた狭まる。この点、原審を覆した点から、本判決のいう「労働関係（上）の当事者」が組合活動の相手方に組合員が雇用されている者に限られるという解釈にはならない。産業別労働組合の組合活動の相手方は多様である（相手方が存在しないこともある）ことから、本判決の枠組みをとるならば、「労働関係（上）の当事者」とは労働組合の活動にかかわりを持ちうるすべての者というようなあらゆる対象を包含しうる広い概念と捉えるのが妥当であろう。相手方の属性は、正当行為性判断における一考慮事情とすれば足りるし、組合活動の多様性を踏まえると個々の事案に即した適切な判断という意味でもそうするのが妥当であろう。

四 街宣活動の刑事免責にかかる正当行為性

団体交渉その他の行為が当該目的に照らして正当なもの認められるかは（労組法1条2項）、「当該行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮に入れ、それが法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否か」という観点から判断される⁹⁾。本判決は、この枠組みをとることは確認していないが、諸般の事情として、産業別労働組合であるA支部とB協の一連のやり取りを諸般の事情として考慮したものであると思われる。この一連のやり取りがどの範囲まで含まれているかは明らかではないが、A支部が生コン業界の産業別労働組合として活動してきたことを前提に、アウト業者であるD社に対するCの対応以降A支部とCの関係が悪化し、その後D社にかかわる街宣活動をA支部が行ったことから、Cの意を受けて元暴力団員らによりA支部の監視・調査活動が行われたことが本件行為の発端となったという、本件行為に至る経

緯全体を考慮したことが推測される。これは本件行為が労働組合による活動の現実を踏まえていなかったであろう原審と比べ、諸般の事情を広く考慮しており妥当である。

なお、本判決は、X₁らの行為が「社会的相当性を明らかに逸脱するもたまではいい難い」として正当行為性を認めている。裏を返すと、社会的相当性を明らかに逸脱する場合にのみ正当行為に当たらず刑事責任を負うとする判断とも読める。そうであれば、労組法1条2項の団結活動に対する刑罰はできる限り抑制されるべきで、刑罰権の発動は濫用されてはならないとの趣旨¹⁰⁾に沿った同項の解釈適用の例として、本判決は妥当であり、重要なものと位置づけるべきであろう。

●注

- 1) 吉田美喜夫『「関西生コン事件」と団結活動の刑事免責』労旬1970号(2020年)4頁、小谷野毅『「関西生コン事件」の概要と現状』労旬2034号(2023年)9頁参照。
- 2) 実質的な労使関係を認めようような組合員の存在はうかがわれないこと等から、正当行為として違法性が阻却される余地はないと判断したものと、大阪地判令2・10・8判例集未掲載。
- 3) 山本紘之「関西地区生コン支部（和歌山広域協組）事件控訴審判決の刑事法的分析——労働法学と刑法学の対話に向けて」労旬2034号(2023年)29頁。
- 4) このような労働組合の団結活動であったという事情の考慮は構成要件要素の判断において排除されるべきものではなからう（山本・前掲注3）33～34頁参照。原審と比べると本判決はこの点について一定の考慮がなされているものと思われる。
- 5) 東京地判平25・2・6労判1073号65頁。
- 6) 野川忍「労働組合員らに対する街宣活動等の差止請求の可否」ジュリ1481号(2015年)96～97頁。同旨、中窪裕也「団体行動権の意義と構造」日本労働法学会編『講座労働法の再生 第5巻』（日本評論社、2017年）154頁、川口美貴『労働法〔第7版〕』（信山社、2023年）835～836頁。また、榊原嘉明「産業別・職業別労働組合による統一的な団体行動と刑事免責」労旬1977号(2021年)40頁も参照。
- 7) 中窪・前掲注6）154頁。
- 8) 古川陽二「関西地区生コン支部（和歌山広域協組）事件・大阪高裁判決の検討——産業別労働組合による団体行動の『正当性』の評価をめぐって」労旬2034号(2023年)25頁。
- 9) 国労久留米駅事件・最大判昭48・4・25刑集27巻3号418頁。
- 10) 東京大学労働法研究会編『注釈労働組合法 上巻』（有斐閣、1980年）58頁。